

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月18日

さいたま市長 殿



提出者

住 所 埼玉県さいたま市中央区上落合2-5-22

氏 名 株式会社 県民共済住宅

代表取締役 川島 恵介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-856-5100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 県民共済住宅
事業場の所在地	〒338-8701 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目5番22号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 23,066百万円 完成棟数 1,022戸
③従業員数	86人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①コンクリートがら→破碎(委託)→再生砕石等再資源化②木屑→焼却(委託) ③廃石膏ボード→破碎(委託)→石膏ボードの原料として再資源化④ガラス・陶磁器屑→破碎(委託)→路盤材等再資源化⑤廃プラ→焼却(委託)→サマルリサイクル⑥金属屑→破碎(委託)→鉄鋼原料等再資源化⑦がれき類→破碎(委託)→路盤材等再資源化⑧繊維屑→焼却(委託)サマルリサイクル⑨紙屑→焼却(委託)→サマルリサイクル⑩混合廃棄物→破碎(委託)→安定型、管理型埋め立て⑪石綿含有がれき類(レベル3)→(委託)→安定型、管理型埋め立て

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	1,630.81 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・積算ロジックの変更による余剰資材の減量 ・羽柄材の一部を鋼製材へ変更及び耐力面材を木質系から石膏ボードに変えることによる木屑の大幅減量 ・窓枠材の完全プレカット化による減量		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	1,626.52 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・廃材の検証及び、積算ロジックの変更による余剰資材の減量 ・更なるプレカット化、ユニット化による現場加工の減量 ・梱包材の簡素化		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①コンクリートがら②木屑③廃石膏ボード④ガラス・陶磁器屑⑤廃プラ⑥金属屑⑦がれき類⑧繊維屑⑨紙屑⑩混合廃棄物⑪石綿含有がれき類 以上について、現場・資材センターにおける分別の徹底		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・石膏ボードの更なる分別徹底→広域認定業者に委託し再生利用を促進する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	1,630.81 t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1,317.38 t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	905.48 t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・原則、電子マニフェスト導入業者のみへの処理委託(広域認定を除く) ・広域認定業者利用による再生利用の促進(昨年度と同様) ・優良認定処理業者への委託の促進		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	1,626.52 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1,313.30 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	891.80 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、新規契約業者は電子マニフェスト導入業者のみとする ・引き続き、広域認定処理業者利用による再生利用の促進 ・優良認定処理業者への委託を拡大		
※事務処理欄			

● 産業廃棄物の排出抑制に関する事項(別紙)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

		産業廃棄物種類	コンクリート がら	木くず	廃石膏 ボード	ガラス・ 陶磁器くず	廃プラス チック類	金属くず	その他混 合廃棄物	がれき類	繊維くず	紙くず	石綿含有 がれき類	計
さいたま市	実績	令和6年 現状	4.00	301.56	107.46	207.24	498.40	184.53	0.13	299.60	0.97	18.78	8.14	1,630.81
	目標	計画	3.50	301.00	107.00	207.00	498.00	184.00	0.12	299.00	0.90	18.00	8.00	1,626.52

【前年度(令和6年度)実績】

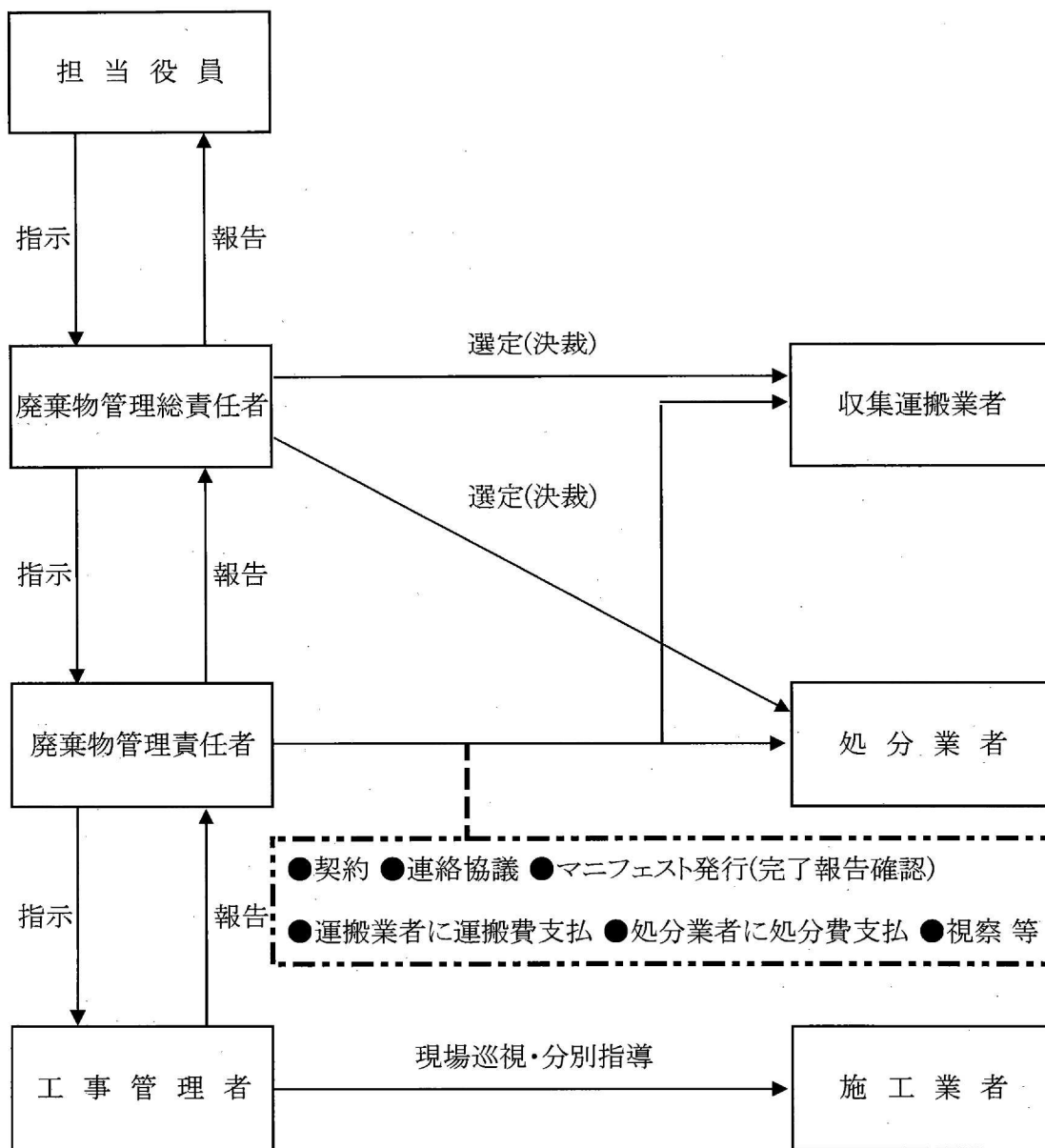
① 現状

【目標】

② 計画

廃棄物処理責任管理組織

令和7年4月1日現在



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。